明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔府令・省令〕

○確定拠出年金運営管理機関に関する命令の一部を改正する命令（内閣府・厚生労働一三）　二

〔省　令〕

○理容師養成施設指定規則及び美容師養成施設指定規則の一部を改正する省令（厚生労働一五九）　二

○雇用保険法施行規則の一部を改正する省令（同一六〇）　三

○雇用保険法施行規則及び社会保険労務士法施行規則の一部を改正する省令（同一六一）　三

○育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則等の一部を改正する省令（同一六二）　八

○社会保障協定の実施に伴う国民年金法施行規則及び厚生年金保険法施行規則の特例等に関する省令の一部を改正する省令（同一六三）　三三

○確定拠出年金法施行規則の一部を改正する省令（同一六四）　三四

○日本年金機構の業務運営に関する省令（同一六五）　三四

○日本年金機構の財務及び会計に関する省令（同一六六）　三五

○日本年金機構の設立に伴う厚生労働省関係省令の整備及び経過措置に関する省令（同一六七）　三六

○雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（同一六八）　三九

○労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行令第二条第二項の市町村を定める省令の一部を改正する省令（同一六九）　三三

○労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（同一七〇）　三五

○厚生労働省組織規則の一部を改正する省令（同一七一）　三五

〔告　示〕

○子の養育又は家族の介護を行い、又は行うこととなる労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために事業主が講ずべき措置に関する指針（厚生労働五〇九）　三五

○理容師養成施設の通信課程における授業方法等の基準及び美容師養成施設の通信課程における授業方法等の基準の一部を改正する告示（同五一〇）　三六

○厚生労働大臣が定める賃金日額の算定の方法を定める件の一部を改正する件（同五一一）　三六

○厚生年金保険法附則第三十六条第一項各号に規定する厚生労働大臣が定める利率の一部を改正する件（同五一二）　三六

○厚生年金保険法第八十五条の二に規定する責任準備金に相当する額の算出方法に関する特例の一部を改正する件（同五一三）　三七

○社会保険労務士法別表第二第二号3等の規定に基づく厚生労働大臣が指定する団体を定める件の一部を改正する件（同五一四）　三七

○厚生保険特別会計年金勘定より支出される補助金の交付に関する事務を委任した件を廃止する件（同五一五）　三七

○国民健康保険法第七十六条の四において準用する介護保険法第百三十四条第八項の規定に基づき厚生労働大臣が同意した件（同五一六）　三七

○高齢者の医療の確保に関する法律第百十条において準用する介護保険法第百三十四条第八項の規定に基づき厚生労働大臣が同意した件（同五一七）　三七

○介護保険法第百三十四条第八項の規定に基づき厚生労働大臣が同意した件（同五一八）　三七

○国民年金法等の一部を改正する法律附則第五条第十三号に規定する第四種被保険者の保険料を前納する場合の期間及び納付すべき額を定める件（同五一九）　三八

○国民年金法施行規則第十八条の二第一項の規定に基づき受給権者がその日までに届書等を提出すべき日として厚生労働大臣が指定する日を定める件（同五二〇）　三八

○厚生年金保険法施行規則第三十五条の二第一項の規定に基づき受給権者がその日までに届書等を提出すべき日として厚生労働大臣が指定する日を定める件（同五二一）　三八

○国民年金法施行規則等の一部を改正する省令附則第五条第二項に基づき受給者がその日までに届書等を提出すべき日として厚生労働大臣が指定する日を定める件（同五二二）　三八

○厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する等の省令附則第二十八条第一項の規定に基づき厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされた年金たる給付の受給権者がその日までに届書等を提出すべき日として厚生労働大臣が指定する日を定める件（同五二三）　三八

○厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する省令附則第五十一条の二第五項の規定に基づき厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされた年金である給付の受給権者がその日までに書類等を提出すべき日として厚生労働大臣が指定する日を定める件（同五二四）　三八

（以下次のページへ続く）